

会 議 録

会 議 名	第3回 環境審議会					
開 催 日 時	平成14年 8月28日(水) 午後2時00分~午後3時45分					
開 催 場 所	宇都宮市役所 議会棟3階 第一委員会室					
出 席 者	環境審議会 委 員	遠 藤 和 信		柳 田 孝		今 井 恭 男
		岡 本 治 房		藤 本 信 義		小 堀 志 津 子 欠席
		赤 塚 朋 子 欠席		豊 島 典 雄		小 林 正 憲
		星 紀 彦		増 淵 昭 一 欠席		柿 沼 光 子 欠席
		上 野 勝 弘		伊 村 務		大 淵 典 子 欠席
		佐々木 英 明		葭 葉 リ ウ		増 田 裕 保
		佐 藤 光 一		坂 元 幸 久		
	事 務 局	檀淵宇都宮市環境部長, 他16名				
傍 聴 人	0人					
議 題	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) これまでの検討経過について</p> <p>(2) 第2回会議における指摘事項について</p> <p>2. 審議事項</p> <p>(1) 環境基本計画(素案)について</p> <p style="padding-left: 20px;">計画の基本的考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">施策の体系, 数値目標</p> <p style="padding-left: 20px;">リーディングプロジェクト</p> <p style="padding-left: 20px;">環境配慮指針</p> <p style="padding-left: 20px;">推進体制, 進行管理</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 環境シンポジウムに開催について</p>					

<p>発言要旨 【 1 . 報 告 (1) これまでの検討経過について】 【 " (2) 第 2 回会議における指摘事項について】</p>	
藤本会長	<p>これまでの検討経過と前回の会議での指摘事項に対するの調査検討結果についての報告でしたが、何かご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。 前回会議の指摘事項「環境項目」のあたりは遠藤委員のご質問だったと思うが、いかがか？</p>
遠藤委員	<p>だいぶまとまってきたと思う。</p>
藤本会長	<p>特に意見もないようなので、審議の方に入りたいと思う。</p>

<p>発言要旨 【 2 . 審 議 (1) 環境基本計画(素案)について】</p>	
藤本会長	<p>資料が大変膨大で、概要に添った形での説明だったが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
伊村委員	<p>章や節などの項目ごとに区切って進めたほうが意見を出しやすいのではないか。</p>
岡本委員	<p>私ははじめての審議会出席なのでまず確認しておきたいが、この宇都宮市環境基本計画ができ上がると、市の様々な施策の一番の大本になる、事業などを行なう際にこの基本計画に基づいて最初にチェックされると理解してよろしいのか。</p>
事務局	<p>この基本計画は昨年 10 月から施行した環境基本条例を実現するための計画である。計画の本文中には各施策事業を担当課名も含めて事細かに記載しており、この基本計画に基づいて今後各所管課で事業を推進していくことになる。</p>
岡本委員	<p>例えば、総合運動公園やクラインガルテンの整備といった施策や新たな工場の誘致などを行なうにあたっては、この環境基本計画で定められた事項をクリアしないと事業ができない、といったような計画の縛り具合・程度はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>この計画は規制的な性格のものではない。クラインガルテンの整備事業などは本基本計画に盛り込まれており、この事業をはじめ今後各種の事業等を展開していく場合においては、この環境基本計画の精神にのっとり環境に配慮しながら進めていただくことになる。 環境基本計画の見直しを行なう段階で、この計画に盛り込むことがふさわしい事業については後々取り入れていくことになる。</p>
藤本会長	<p>岡本委員の関心のあるところは数値目標のあたりだと思うが、これはあくまでも目標ということで、縛りではないということか。</p>
事務局	<p>数値目標は当然達成を目指すべきものであって、国で定めた環境基準などは基本的にクリアしていくと掲げている。例えば、何かの事業で環境基準に抵触するものがある場合には、当然その基準はクリアしていただく。</p>
藤本会長	<p>そういう意味では“縛り”といえる。 伊村委員から提言のあった、項目ごとに分けて検討してはどうかという点について、第一部については前回議論が済んでいるので、このままでよろしいか。</p>
遠藤委員	<p>第一部の中で、素案の 8 ページ基本目標 の文中で、「廃棄物問題については・・・」の部分で「<u>産業廃棄物の適正処理の徹底</u>」というように産業廃棄物だけに特定している。適正処理の徹底は一般廃棄物・産業廃棄物ともに行なうべきことであり、表現としては「<u>廃棄物の適正処理</u>」としたほうがふさわしい。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>

藤本会長	時間の関係もあるので、「第2部 環境施策の方向」についてまとめてご意見をいただければと思う。
坂元委員	<p>今回の素案を一読させてもらい、前回の「環境管理計画」に比べてさらによいものができた全体としては評価している。</p> <p>素案の15ページにおいて「排気ガス等」と表記されているが、16、17ページでは「排ガス」となっていて、ページごとに表現がバラバラ。表記を統一したほうがよい。</p> <p>15ページ文中で、自家用車の1世帯あたりの普及率が『1.387台』とされているが、『1.387台』と勘違いしやすい。『1.4台』あるいは『1.3台』と変えたほうがよい。</p> <p>29ページの「(1) 音・振動環境」の表記は、「騒音・振動」という表現の法がよいのではないか。</p>
事務局	<p>表記の統一等は最終的に行なっていく。自家用車の1世帯あたりの普及率については確かに細かすぎるきらいがあるので簡略化したい。「音」の表記については、その下で「(2) 臭気環境」としていて、「悪臭」とは言っていない。そのあたりの表記の関連性は保っていくということで検討させていただきたい。</p>
遠藤委員	<p>15ページにグラフが4つ掲げているが、右上のグラフには何も注釈が書いてない。浮遊粒子状物質のことをいっているのか？また15ページの右上のグラフと16ページの浮遊粒子状物質の指標部分とでは単位が違う。そのあたりわかりづらいので補足説明をしていただきたい。</p> <p>15ページ文中に「浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては環境基準を達成していない」とある。浮遊粒子状物質のグラフはあるので、光化学オキシダントの状況を教えていただきたい。</p> <p>19ページの市民に望まれる主な取組のところでは、「自動車の使用をできるだけ控えるよう努める」とされているが、市の施策を見ると「低公害車両の導入を進める」ということをうたっているだけである。市のほうも「できるだけ公共交通機関を使う」という姿勢をもっと出していかないとまずいのではないか。例えば、車両の台数を減らしたうえで公共交通機関を利用し、やむをえない部分については低公害車両を導入して対応する、というのが順序だと思うが。ごみの減量化でもまず『発生抑制＝使わないことが基本』ということからスタートしたほうがよい。</p> <p>23ページ中で「市街化調整区域の生活排水処理率：目標（平成22年度）100%」、「市街化区域の下水道整備率：目標（平成18年度）97%」となっている。市街化区域についても公共下水道整備だけではなく、合併処理浄化槽も市街化区域内で多用したほうがよい所も出てくるのではないか。生活排水処理率を市街化区域でも100%にするような施策を採っていったほうがよいのではないか。</p>
事務局	<p>浮遊粒子状物質については、素案文中にあるとおり宇都宮市において環境基準を達成できていない状況にある。浮遊粒子状物質の粒子の大きさについて、現在10ミクロンが基準となっているが、それを2.5ミクロンという小さなところで把握して健康問題を考えたほうがよいのではないか、というのが大きな流れとしてある。</p> <p>光化学オキシダントについては今年度8回ほど注意報が発令されている。こちらも基準値をクリアできていないという状況にある。</p> <p>合併処理浄化槽の件については、下水道部では市街化区域内は基本的にすべて下水道化することを目標として計画している。したがって、現在市街化区域内においては合併処理浄化槽の補助制度は持ち込んでいない。そのため、市街化区域では公共下水道の整備進捗率の数値、市街化調整区域の場合は合併処理浄化槽ばかりでなく農業集落排水事業や特定環境保全公共下水道なども数値の中にも含まれている。</p>

事務局	15 ページの右上のグラフは浮遊粒子状物質についての経年変化の表である。
遠藤委員	15 ページの右上のグラフは、単位が 16 ページの指標と違っている。 自動車対策についての市の見解を再度説明お願いしたい。
事務局	自動車対策についてであるが、不要な公用車は購入していないというのが市の考え。 公用車の管理部局において、今あるものをできる限り環境負荷の低減につながる車両に切り替えていくという計画はあるが、万が一台数を減らせる部分があればその計画の中で対応していくことになると思う。 15 ページのグラフの件については遠藤委員のおっしゃるとおり。グラフのほうはマイクログラム、指標のほうはミリグラム表記になっている。グラフの縦軸の方を修正させていただく。
遠藤委員	大気環境については車の問題が大きなウエイトを占める。なるべく公共交通機関を使おうという動きが出てきている中で、市自らが公用車の保有台数を見直したりすべきではないか。公用車の稼働率は波もあり、少ない時もあるのではないか。「公共交通機関を積極的に利用する」といった項目も行動指針の中に盛り込んでいただきたい。
伊村委員	42 ページにおける廃棄物関連の取組が、今推奨していることと何ら変わらない。リサイクルや排出抑制を言っているだけ。先ほど遠藤委員もおっしゃったとおり、廃棄物の問題は元を絶つことが一番重要。例えば、ごみの出ない生活のためのモデル的な商店街を形成するといったような新しい施策を盛り込むほうがよいのではないか。
藤本会長	もう少し具体的な提案をお願いします。
伊村委員	普通に買い物などをしていると、塩化ビニル製品であるとか、最近急に氾濫しはじめたペットボトルあるいは過剰包装の問題などがある。出口のところでごみの分別やリサイクルを考えていっても、入り口の大きさが変わらなければ、出口が分かれるだけでまったく根本は変わっていかない。そういう意味で、もっと新しい取組をここに盛り込めないかな、と思ったわけです。
藤本会長	今の提案は(42 ページに掲げてある市民の取組の)「ごみの排出が少ない買い物に努めましょう。」の中に含まれるような項目ではないのか。
伊村委員	含まれる。しかしながら、事業者の取組にあるような「環境にやさしい製品の開発・製造」「容器包装の軽量化」「飲食におけるごみの減量化・リサイクル」といった項目だけで対策が打てるか疑問。例えば、「リターナル容器の活用」といったことも進めていかないと処分場にまわるごみの量は減っていかないだろう。ここに掲げてあるものは、今でも各自治体が行なっていると思うが、もっと強力な取組が必要であろう。
遠藤委員	今のごみ問題の関連として、40 ページの施策の方向として「発生抑制の推進」とある。この中では啓蒙啓発活動が主体に書かれていると思う。市の役割としては、ごみを減らすための仕組み作りを推進することが重要だ。例えば、ごみを減らすための拡大生産者責任制度の充実を図るための積極的な国への働きかけであるとか、地方でもできるレジ袋有料化、あるいはレジ袋への課税といったごみが少なくなるような仕組みを積極的に考えていきますというものがあればよいと思う。その際には、国レベルの問題と地方自治体レベルの問題を分け、どういうことを行なっていくのかうたうべきではないかと思う。 37 ページ文中「3,000～7,000」の後に単位を入れないと。「t(トン)」だと思うが。
事務局	単位は「t(トン)」です。
伊村委員	48 ページ『水資源』の数値目標として「公共施設における雨水貯留の設置を進めます」とあり、「現状：2 箇所、目標：設置箇所の増加を目指します」となっている。現状の 2 箇所において良好な状態であれば、もっと明確な具体的な数値目標を掲げたほうが

	<p>望ましいのではないか。</p> <p>49 ページ文中の「生態系を維持に・・・」は「生態系を維持に・・・」が正しい。</p> <p>50 ページに主な取組として「親しめる水辺空間の創出」を掲げているが、水を身近に感じる事が施策の方向としての「水資源の確保」とどのように関わっていくのか、よくわからない。事務局の考えを聞かせていただきたい。</p>
事務局	<p>公共施設における雨水貯留の設置の問題は、所管課と協議してはいるが、コスト的な問題もあり、現段階では具体的な数値を提示できる状況になっていない。</p> <p>「親しめる水辺空間の創出」については、現在策定を進めている『宮の川づくり基本計画』の中で柱として位置付けられ、環境への配慮と親しめる水辺空間との係わり合いとして施策の中に反映させることから環境基本計画の中にも盛り込んである。</p>
伊村委員	<p>「水辺と親しむ」ことが、「水資源の確保」とどのように結びついていくのかがわからないのだが・・・。</p>
事務局	<p>水辺空間を創出するには、水がないとダメ。常時水があることが必要なのだ、という考えからここに入れてある。</p>
藤本会長	<p>市民の水に対する意識の高揚に貢献することもある。</p>
岡本委員	<p>先ほど雨水の貯留の話が出たが、雨水の地下浸透についても当然考えなければならない。地球上の水資源の多くが地下水に負っている。地下水を涵養するという問題が後回しになっており、水資源の問題では雨水の地下浸透、宅地内で降った水はその内部で地下に浸透させるということが重要だ。東西弁天沼が干上がっているのも、地下水の利用とともに地下水源の涵養力の低下が考えられる。項目の追加はできないか？</p>
事務局	<p>例えば、透水性舗装を行なうとか、各宅地に雨水マスを設置するという事業も行なってはいる。しかしながら、所管部局では、これらの事業の主目的は別のところにあると考えている。雨水マスの設置を例にあげれば、雨水が一時に集中して下水道のほうに流れ込み、溢れ出すことを防止する目的が主で、地下水の涵養の効果は副次的なもの。また、雨水マスの設置は全市的な取組ではないという側面もある。</p>
岡本委員	<p>地下水の涵養の問題は、将来的な環境問題として、都市水害の防止のうえでも必要ではないか。</p>
藤本会長	<p>48 ページの数値目標の に掲げてある「宅地内雨水貯留浸透施設設置を促進します」は「貯留施設」と「浸透施設」両方を含めた意味か？</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
遠藤委員	<p>宅地内雨水貯留浸透施設の設置に関する補助制度は地域限定。市街化区域で下水道整備が未整備の地域のみ対象。先ほど事務局の説明にもあったとおり、雨水が溢れるのを防止するため、地域限定で雨水マスを設置すると補助しますよ、という仕組みである。水を大切にしようというような観点の施策ではない。</p>
事務局	<p>水資源の確保という目的がまったくないというわけではない。地下水の涵養の効果があることも重々わかっている。ただ、第一義的な目的がそうではないということ。下水道所管課とも協議した結果、環境基本計画内に施策として挙げることで調整がついた、ということである。</p>
岡本委員	<p>ここで議論しているのは、宇都宮市の環境基準についてではないか。事業の主目的は後からついてくる問題だ。下水道所管部局の捉えている主目的が違うから環境基本計画の中の環境基準に載せませんというのは変な話だ。水資源の問題を考えた場合、雨水の地下浸透は今後の政策上重要であり、今実施している事業をベースに環境基準を考えるというのでは話の順序が逆だ。</p>
事務局	<p>目標を掲げる場合、施策事業の裏付け、達成の見込みのあるものでないと難しい。</p>

岡本委員	審議の最初に私が確認したことに戻るが、そうなるとこの基本計画で定められたことはかなり強い縛りがあることになる。
事務局	施策事業の中で、環境指標というかたちで具体的な数値目標を設定しているものは、目標達成に向けて全力投球をしていくことになる。
岡本委員	雨水の浸透の問題については、ここで掲げてしまうと宇都宮市全体で補助事業の対象にしなければならなくなり困るということか？
事務局	今の全庁的な整理の中では、そこまでいっていない。
伊村委員	望ましい宇都宮市の環境像を考えながら計画を作っていくのだから、現実に縛られるのか、あるいはもっと先を見据えて作っていくのかというところが基本的で重要な問題だ。この問題はもっと拡大し、雨水の貯留・浸透についても具体的に目標を設定していただきたい。先ほど私が指摘した『親しめる水辺空間の創出』の問題に比べれば、浸透マスや家庭や公園への貯留施設の設置のほうがはるかに水資源を大切にするための目標になる。非常に効果的な施策でもあるので、ぜひとも取り入れてほしい。
柳田委員	川を三面コンクリート張りにすると地下水がなくなってしまう。水資源の問題として雨水も大切だが、河川工事の際に三面工事を辞めて浸透性に配慮した工事を極力行なうようにしないと、三面コンクリート張りの川では流れ込んだ水がそのまま海までいってしまう。途中で吸収する形をいつもとってもらいたいと思っているので、「水資源」の項目の中に盛り込んでもらえれば。
藤本会長	関連する話はワーキングチーム会議の中では議論がなかったのか？河川改修のあり方は重要な問題だと思うが。
事務局	『水資源』の部分ではなく、別のところで「河川改修の際の三面張りはいかがなものか。」という議論はあった。河川課では「宮の川づくり基本計画」の策定を進行中で、その中で河川整備のあり方などを議論中である。計画の中で位置付けられれば三面コンクリート張りの河川改修は大方なくなっていくのではないかと捉えている。
遠藤委員	78ページに「多自然型川づくりを推進します。」というように、宇都宮市のあるべき川の姿のひとつということで述べられており、方向性は出ている。
藤本会長	49ページにおいても「現在策定中の宮の川づくり基本計画に基づき、水と親しめる川づくりを推進します。」とある。この宮の川づくり基本計画の中に河川改修のあり方が位置付けられることになる。
事務局	先ほどの岡本委員の意見についてだが、雨水の浸透が環境の側面から見て非常に望ましいので、政策的にすべて補助を出してやるべきかどうかについては、全体的な事業のバランスの中で考えていくべき問題である。環境基本計画については前向きに、これから創造していくような内容が入ってこないとおかしいのではないかと、という意見がでてくるのも当然だと思うが、今あるものを整理し、体系付けしながら相互関連性を踏まえて現在取り組んでいるレベルの高い事業をまずきっちりと位置付けしていくという考え方もある。 事務局としては、今ある環境に関連する施策を整理・体系化し、その総合的な姿を示して、数値目標を設定できるもの、具体的な施策・事業等の裏付けのあるものについては掲げていくべき目標として取り組んでいく、というスタイルで今回計画策定に取り組んでいる。
藤本会長	基本計画であるから、予算の裏付けがある実施計画の目標とはちょっと違うと思う。水資源の項目における環境目標「自然に育まれた健全な水資源を守り、効率的な利用を進めます」の中に宅地内の貯留・浸透についても入っているので、位置付けはされていると思う。

佐藤委員	75 ページ「自然の公益的機能」の環境指標として「圃場の整備」と「認定農業者等への農地の集積」が掲げられているが、ここでの目標の対象は自然環境なので『生き物』ではないか。生き物の視点から捉えてみると、今までの圃場整備事業はマイナスに働いてきている。それと「認定農業者等への農地の集積」がどういった意味で「自然の公益的機能」に役割をはたすのか、あるいは生き物にとってどのように重要なのか、見えてこない。もうひとひねり欲しい部分である。
藤本会長	この部分は少し事務局に考えていただくということではよいか。圃場整備を進めてはダメ、認定農業者等への農地の集積がダメということではないですね。
佐藤委員	大きな基本目標の枠組みからするともうひとひねりしておかないと筋が通らない、ということ。
伊村委員	77 ページの「農地の公益的機能の保全と活用」の部分に記載されているのは、環境基本計画というよりも農業推進計画とでもいうような内容のもの。76 ページの「森林の公益的機能の保全と活用」の部分については、「人と自然の共生する緑地」という明確な文書があるので理解できるが、「農地の公益的機能の保全と活用」の部分については少し考える必要があるのではないかと。
佐藤委員	「環境保全型農業の推進」という言葉は入ってきているので、そのあたりをもう少し前面に出すような方向性がいいると思う。
事務局	自然環境を考えた場合、農地の維持をきちんとしていかないとダメだというのが基本的な考え方としてある。森林の方はすぐに理解していただけたとは思いますが、農地についても同じである。農薬の問題などは別にして、基盤としての農地の保全をしっかりと行なっていくことで自然環境を損なわないようにすることが必要である。その意味で、『農地の公益的機能』という項目を入れている。ただし、目標値として「認定農業者等への農地の集積」を掲げることが妥当なのかどうかという問題はあるので検討させていただくが、「農地の公益的機能の保全と活用」という項目を入れることについてはご理解いただきたい。
藤本会長	「認定農業者等への農地の集積」や「農地保有合理化事業」(77 ページ記載)などは環境目標としてストレートにつなげるとなじまない。減農薬であるとか有機栽培や堆肥づくりなど環境保全型農業の推進ということで語るべきことは結構たくさんある。
事務局	農業部局の意向もあるので・・・。環境保全型農業推進の具体的なプランについては今年度から策定を行なう(仮称)宇都宮市食料・農業・農村基本計画の中で打ち出していこうという段階にあるため、77 ページに(その計画の策定を)主な取組として記載してある。
伊村委員	「生態系に配慮した圃場整備事業」といったものもここに含めればよいと思う。
藤本会長	予定時間が少なくなってきたので、最後の「配慮指針編」あたりまで含めた意見をいただきたい。
伊村委員	59 ページからはじまる第 3 章全体に関わることだが、「緑の質は・・・」など「緑」という言葉を使っているが、用語の意味として『自然環境』というものと『市街地の緑化』『公園緑地』といった幅広いものが含まれているようなので、定義を明確にしておく必要がある。 「平地林、里山の保全」という言葉は出てきているが、その具体策がほとんど述べられていないことが気になる。 59 ページに都市化の進展と植林・二次林の関わりが述べられているが、「緑地が植林・二次林に置き換わった」とことと「市街地の拡大」は別次元の問題だと認識している。このあたりの林は、もともと農林業と関わってきた里山といわれるものであったと思

	<p>うのだが、そのあたりの認識はいかがなものか。また、「自然植生でなければ、緑の質は高い状態ではない」と言い切れるかどうか（文章を読んで）大きな疑問を感じる。日本においては原生的な自然はほとんどなく、農業とのかかわりから生まれた半自然的な里山が多い。もともとがある程度人間が関与した自然であるということ意識した方がよい。</p> <p>59 ページの現状と課題の部分では自然植生の減少について述べているのに、61 ページの環境指標の項になると「市街化区域の緑」に関するものが多いことが気になる。</p>
藤本会長	市街化区域に限定していることが問題だと。
伊村委員	<p>市街化区域以外の部分をどうするのか、ということ。その他の部分に、より自然度の高い緑があるわけだから。最初に述べたとおり、都市部の緑と自然環境をどのように整理するのかという問題と密接に関わってくる。</p> <p>63 ページの「(2) 生物多様性の確保」の中にぜひとも「移入種対策」とか「地域個体群の保全」を入れてほしい。移入種についていえば、神奈川あたりではアライグマが入ってきて大きな被害を受けているし、日本中のため池・湖沼でブルーギルやブラックバスの放流により既存の水生昆虫・動物に大きな被害が出ている。また、近年ゲンジボタルやメダカのブームでどこの産かわからない個体群があちこちで放流されている。本来生物はそれぞれの地域の遺伝子が存在して全体が成り立っている。それを攪乱するような行為は慎みたいと思っている。そういう問題をどのように考えるのかきちんと明示するため、ぜひとも入れてほしい。</p>
佐藤委員	<p>自然環境の主な施策については、私も伊村委員と同じ考えをもっている。自然環境を語るのに市街化区域の自然をほとんど論じていて、他の地域いわゆる自然環境が残っている地域についてはほとんどふれていない。そのあたりをもうちょっとつっこんだほうがいいのではないか。</p> <p>60 ページに宇都宮市自然環境基礎調査に基づいた動植物の現況が載せられているが、『宇都宮市の植物』（2001年・長谷川順一著）の中では植物 160 科 1,574 種が編集上記載されている。それなのに、宇都宮市としては 130 科 815 種しか押さえられていない。昆虫にしても 1,243 種となっているが、鶴田沼緑地でも 800 種は挙がっていたと思う。宇都宮市全体で 1,200 種ちょっとというのでは情けない。先に挙げた長谷川先生の『宇都宮市の植物』によれば、宇都宮市において絶滅の恐れがある野生植物種がプロの目から見て 101 種すでに挙げられている。宇都宮市だけのデータに頼らず、地域で出版された最新のデータももう少し精査すべきではないか。</p>
上野委員	<p>目標年度が平成 18 年度と平成 22 年度のものが存在するが、統一は可能なのか。各数値目標については今後のパブリックコメントの意見なども含めて、こういう数値目標もあるということでの若干の変更は可能ではないかと思う。全体的にはこれだけははっきりと数字を書いた目標設定ということで前向きに評価してよいと思う。</p>
事務局	<p>原則として数値目標の目標年度は平成 22 年度としている。ただし、この計画は環境部局のみの計画ではなく、総合計画や各課・室等で策定している関連計画の目標と整合を図っている。関連計画と整合をとった数値目標については目標年度もそれに合わせなければならないため、目標年度を平成 18 年度とする数値目標も含まれている。</p>
遠藤委員	<p>88 ページの家庭版 ISO の目標値で、宇都宮市全体で 17 万世帯ある中で、毎年 50 家族ずつ・平成 18 年度までに 200 家族だけというのはどうなのか。例えば、ワーキンググループ・審議会委員・市職員の協力だけでもそれなりの数になる。これでは積極的に啓発活動をしてどんどん事業を推進していく、という意気込みが感じられない。ただ実施すればいい、というのでは寂しい。</p>

事務局	家庭版 ISO の目標値については、内部で検討しており、もう少し増やさないという意味がないと考えている。具体的には「初年度（平成 15 年度）に 200 家族で実施」とすることで最後の詰めを行なっている。その数字でこの部分は置き換えさせていただく。
伊村委員	59 ページ「第 1 節 自然環境」と 67 ページ「第 2 節 身近な自然」はかなりダブった記述になっており、整理し直したほうがよいと思う。
佐藤委員	例えば、主な取組として「里山、樹林地の保全」「うつのみや文化の森の保全」などがダブっている。自然環境に関する取組なのでダブってくるのは当たり前なのだが、もう少し整理できないものか。 93 ページからの「第 2 節 環境教育・環境学習」の中で、せっかく「環境」という言葉があるのに、主な取組になると「緑に関する活動拠点の強化など」というように「緑」になってしまう。「緑」＝「緑化」であって、その拠点は緑の相談所、担当は公園緑地課だけかな、と考えてしまう。「環境教育・環境学習」をうたうのであれば、「環境に関する活動拠点の強化」「自然環境に対する活動拠点の強化」という環境目標レベルで捉えていったほうがよいと思う。
伊村委員	93 ページの環境指標に「子どもエコクラブ登録団体数を増やします。」とあるが、「子どもエコクラブ」がどういうクラブで何を担っていくのか教えていただきたい。
事務局	「子どもエコクラブ」は環境省が主催している事業で、学校あるいは家庭単位で活動できる。学校などではクラス単位でグループを組み、毎年自分たちで目標を決めて環境改善活動を行なっていく。現在は宇都宮市内で 9 団体登録がある。今後はこのような数値目標を立てて活動に取り組んでいきたい。
藤本会長	予定された時間を過ぎている。意見がまとまった、という感じではないのだが、この作業自体は 15 人のワーキングチームのメンバーと事務局とで 12 月から行ってきたものである。それでも今回これだけたくさんの意見をいただいた。この後、最後のワーキングチーム会議があるようだ。その会議までに修正が可能なものについては修正していただき、間に合わない場合には、この後実施予定のパブリックコメント終了後において素案を修正する際に反映するよう検討していただく、というように考えている。あまり期日もあまりないので、素案につきましては今申し上げたような手法で公表し、パブリックコメントを実施する、ということによろしいか。
遠藤委員	要望として。ボリュームもあるので細部をインターネットに出さないつもりだと思うが、「宇都宮市環境基本計画の素案をつくりました。ここに来れば自由に閲覧できます。意見を述べたい方はぜひどうぞ。」というコメントはインターネットにのせてほしい。
事務局	パブリックコメントの際には、この素案全部をインターネットに出す。広報うつのみやには全文は載せられないが、概要的なものを載せ、詳細はインターネットで見ってもらう。1 ヶ月のコメント期間を設け、意見をじっくりと聞くという形で考えている。
藤本会長	インターネットで公表する際も、要約編と本編の両方をのせては？事務局の方で検討をお願いしたい。
坂元委員	前の「環境管理計画」は写真や注釈が入っていて見やすく、わかりやすくてよかった。今回の「環境基本計画」でもその手法は採用していただければ、と思う。
事務局	今回は素案であって、最終的には後 2 回ほど審議会をお願いして原案をまとめ上げていくことになる。最終案作成の際には、葭葉副会長からも「市民にわかりやすい計画にしてほしい」と強く要望をいただいているので配慮していきたいと考えている。
遠藤委員	今後の予定として、環境シンポジウムが予定されているようだが、その中で出された市民の意見も登用されると考えているのか。
事務局	シンポジウムも市民の意見を聞く場である、と考えている。

遠藤委員	パブリックコメントとシンポジウム，ワーキンググループ会議で再検討したものが次の審議会にあげられるということですね。
藤本会長	先ほど私の方から申し上げた手順で検討していただき，パブリックコメント後審議会 で最終案をつめていく，という段取りを進めていきたいと思ひます。 委員のみなさん，よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
藤本会長	それでは，「今後のスケジュール」と「環境シンポジウムの開催」について事務局の説明をお願いします。

発言要旨	【 3 . その他 (1) 今後のスケジュールについて】 【 " (2) 環境シンポジウムに開催について】
藤本会長	今の説明につき，なにか質問はございますか。 以上で本日の予定議題はすべて終了しましたが，事務局の方から何かございますか？
事務局	特にございません。
藤本会長	それでは，特に何も無いようなので，以上をもちまして「第3回宇都宮市環境審議会」 を閉会いたします。ありがとうございました。
閉会 : 午後3時45分	